



浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の 変更認可申請について

【令和4年7月1日付け浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更】

令和4年4月1日
中部電力株式会社

1 保安規定変更認可申請内容

本浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書における変更認可申請内容は以下のとおり。

令和4年7月1日付け浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更

浜岡原子力発電所のガバナンス機能の強化及び専門組織化によるパフォーマンスの向上を目的として、令和4年7月1日付けで組織改定を行い、発電所組織の再編及び業務分掌の見直しを実施する予定である。

具体的には、発電所の「ガバナンス機能の強化」の観点から、組織管理規程上の発電所の筆頭部署である安全品質保証部に発電所の総括業務を担う危機管理部の総括管理課を統合するとともに、「専門組織化」の観点から、組織横断的な保安活動を展開する部署を集約、放射性廃棄物管理業務を集約、構成管理に係るエンジニアリング業務と保守業務をそれぞれ集約するなど、発電所組織の再編及び業務分掌の見直しを実施する。

この浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務が変更となることから、保安規定第1編及び第2編の関連条文を変更する。

2 組織改定の考え方

(1) ガバナンス機能強化

QMS内業務の総括を行う部署と、QMS内外の発電所運営業務を総括する部署を集約

関係箇所：品質保証グループ、総括管理課

(2) 専門組織化

(2-1) 構成管理能力の向上

構成管理に係るエンジニアリング業務と保修業務をそれぞれ集約

関係箇所：保修部／エンジニアリング部各課

(2-2) 親和性のある業務を集約

① 3～5号炉の運転管理業務及び廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転管理業務

関係箇所：発電部

② 運転管理業務及び化学管理業務（水質管理業務）

関係箇所：運転管理課

③ 固体廃棄物管理業務及び液体・気体廃棄物管理業務

関係箇所：廃棄物管理課

④ 組織横断的な保安活動を展開する業務

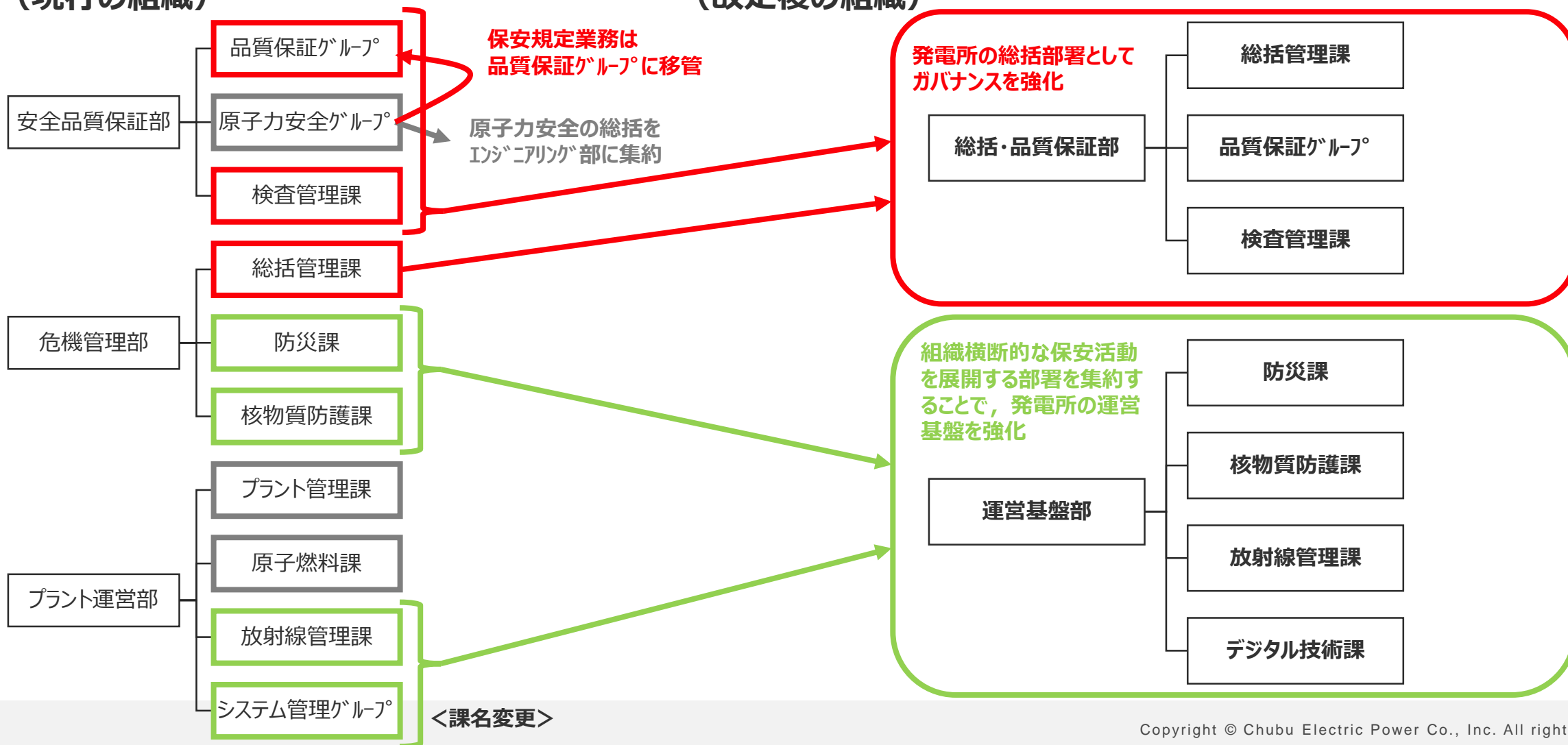
関係箇所：運営基盤部、施設保安課

2 組織改定の考え方

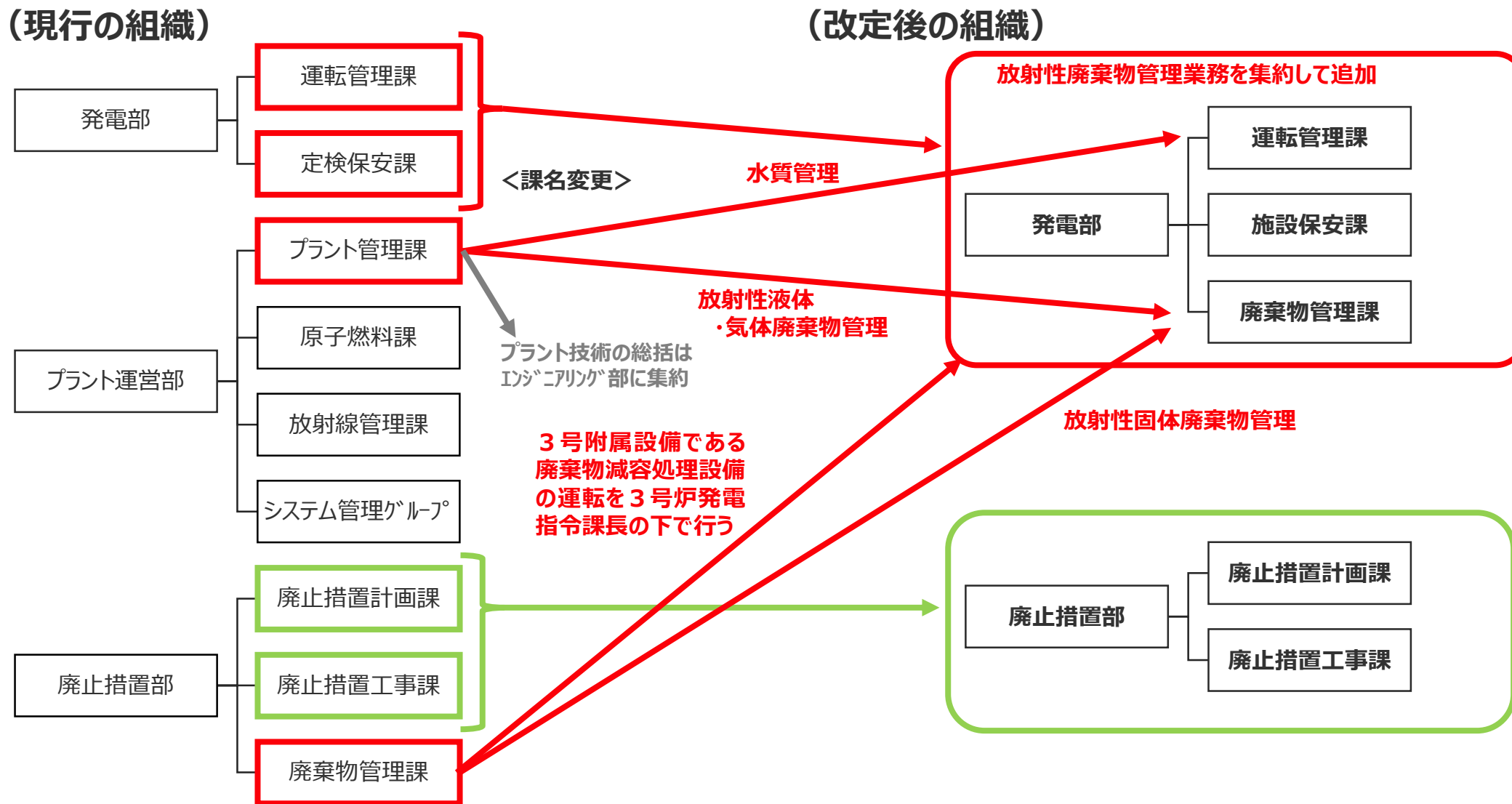
■ 組織改定は以下のとおり。

(現行の組織)

(改定後の組織)

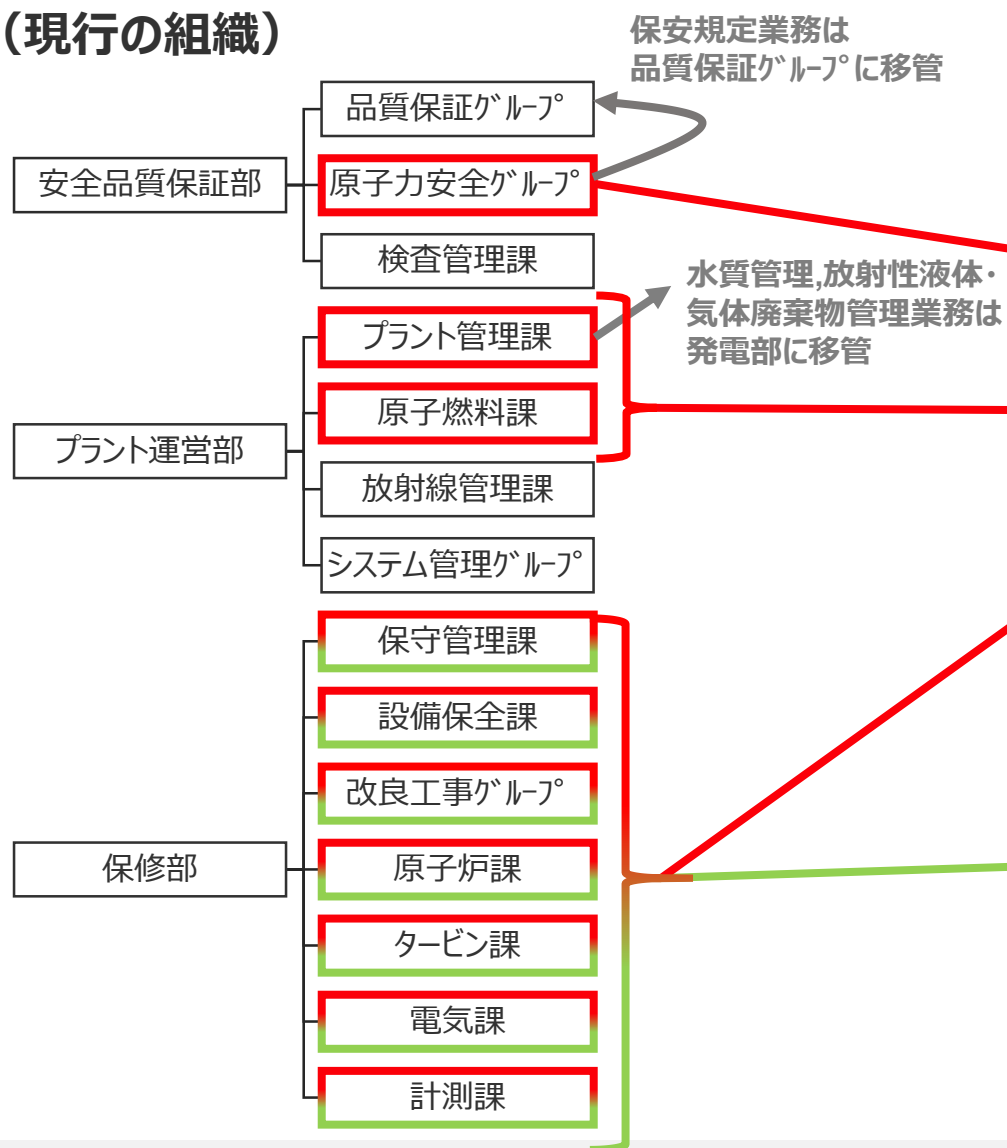


2 組織改定の方

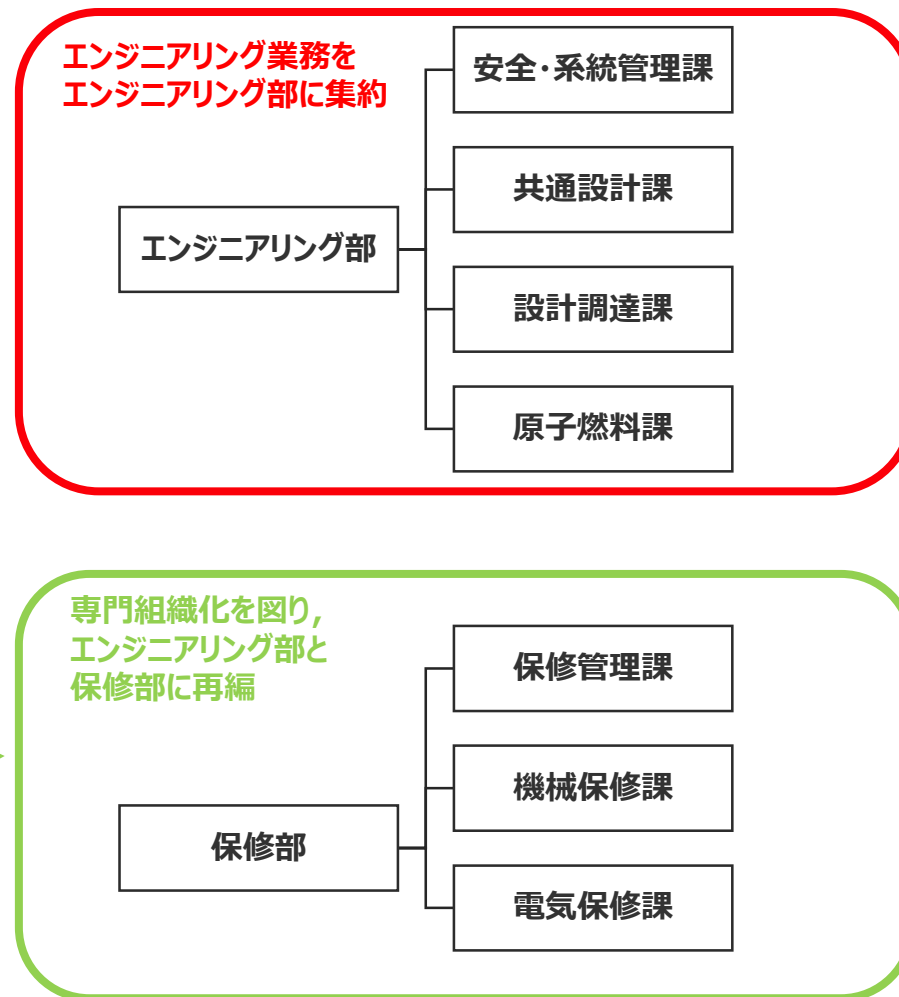


2 組織改定の考え方

(現行の組織)



(改定後の組織)

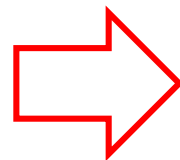


2 組織改定の考え方

(1) ガバナンス機能強化

<課題>

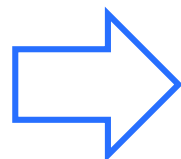
発電所のマネジメントレビュー等のQMS内業務を総括している品質保証グループ（安全品質保証部）と主要な業務の計画である業務執行計画の取りまとめ等のQMS内業務及びQMS外業務を含む発電所運営を総括している総括管理課（危機管理部）が異なる部に所属している。



発電所のガバナンス機能が分散されている。

<対応方針とその期待する効果>

総括管理課と品質保証グループを同一の部に配置し、総括・品質保証部長の下で、発電所の運営及び品質保証活動の総括に関する業務を実施する。



マネジメントレビューや、発電所自己分析等で抽出された改善点について、迅速に業務執行計画へ反映するとともに、確実な進捗管理を行い、発電所の改善活動を牽引することができる。

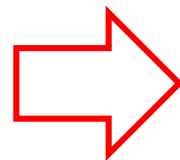
2 組織改定の考え方

(2) 専門組織化

(2-1) 構成管理能力の向上

<課題>

構成管理の3要素（設計要件，施設構成情報，物理構成）の整合を図るために，適切な設計管理，調達管理，施設管理等を行う必要があるが，現行組織では主に保修部が広範な領域を所掌している。

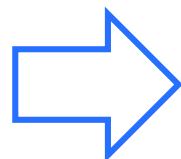


今後，新検査制度への対応や新規制基準への適合を見据え，火災防護や溢水防護等の複雑な設計要件に対して，適切な構成管理を実施しなければならないが，個人の負担が大きくなっている。

<対応方針とその期待する効果>

構成管理の3要素を整合させるプロセスを分類し，それぞれ専門化した課を新設

- エンジニアリング部の新設
- 保修部には保修業務のみを集約



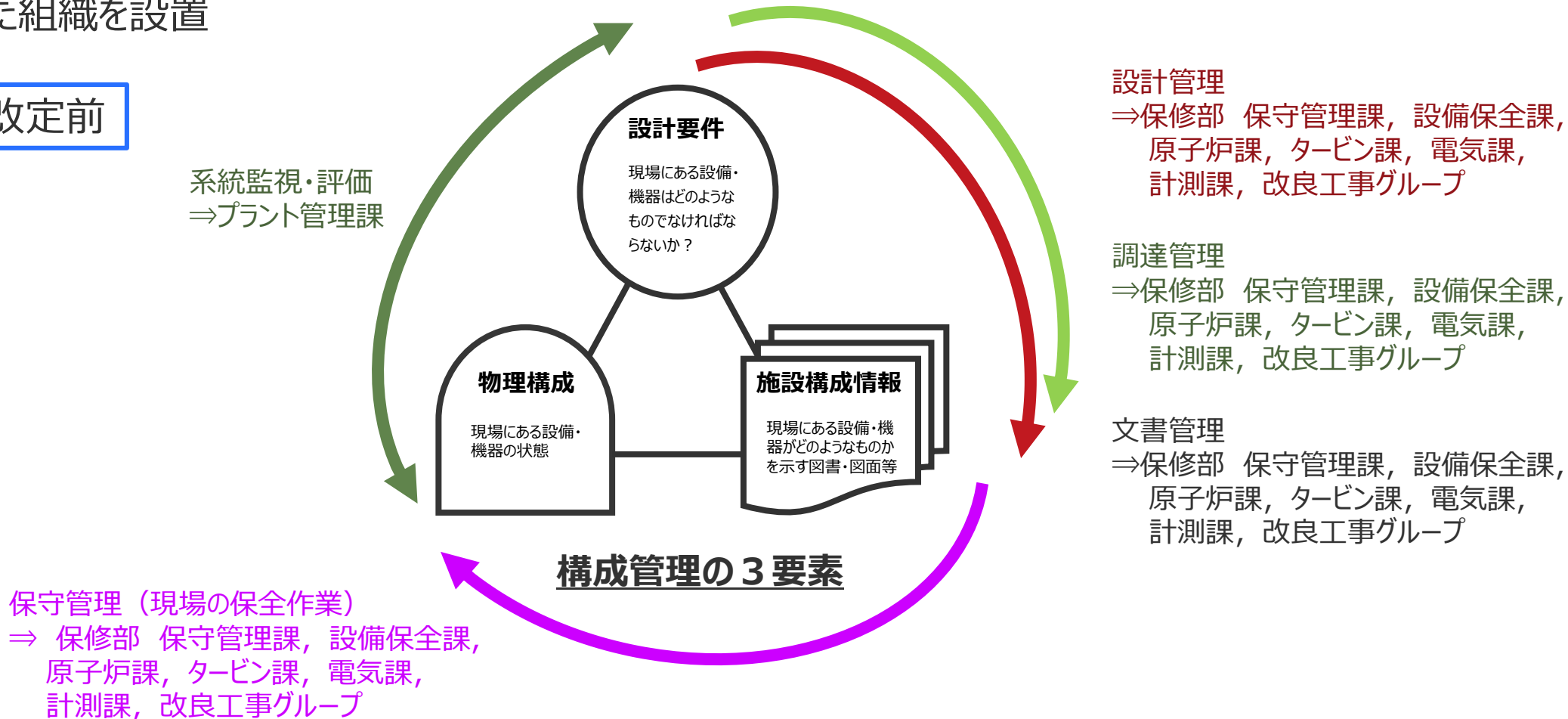
新規制基準対応等で求められる複雑な設計要件にも専門的に対応可能となり，エンジニアリング能力の向上が期待できるとともに，保修部では精通しなければならないルール・知識が限定されることから，現場業務に集中でき，保修作業の品質向上が期待できる。

2 組織改定の考え方

(補足1) エンジニアリング業務と保守業務の基本的な考え方

構成管理の3要素を整合させるプロセスを、3種類のエンジニアリング業務と保守業務に分類し、それぞれ専門化した組織を設置

組織改定前



2 組織改定の考え方

組織改定後

システムエンジニアリング業務

各系統の物理構成が設計要件を満たしていることを確認する
⇒ エンジニアリング部 安全・システム管理課

保守業務

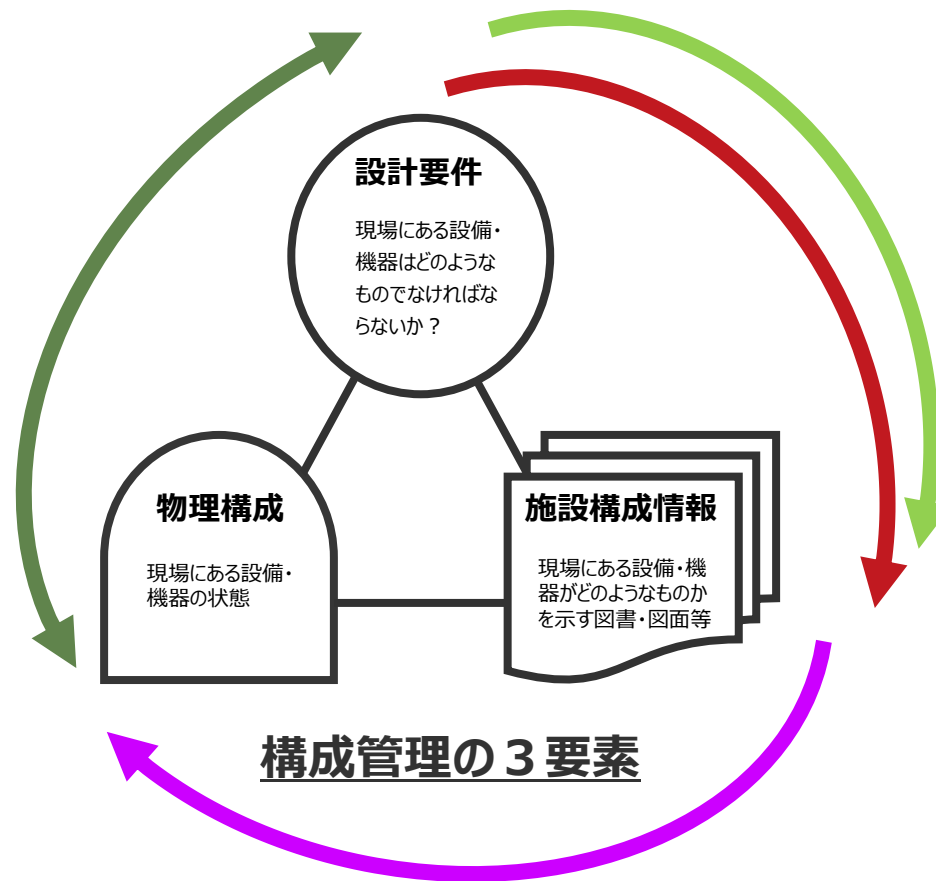
現場の設備・機器が施設構成情報どおりになるよう保守を行う
⇒ 保守部各課

設計・調達エンジニアリング業務

設計要件が適切に施設構成情報に反映されるよう設計管理及び調達管理を行う
⇒ エンジニアリング部 設計調達課

プログラムエンジニアリング業務

専門性が高い設計要件（火災防護，
溢水防護，自然現象防護，PLM）が
適切に施設構成情報に反映されるよう
設計管理を行う
⇒ エンジニアリング部 共通設計課



2 組織改定の考え方

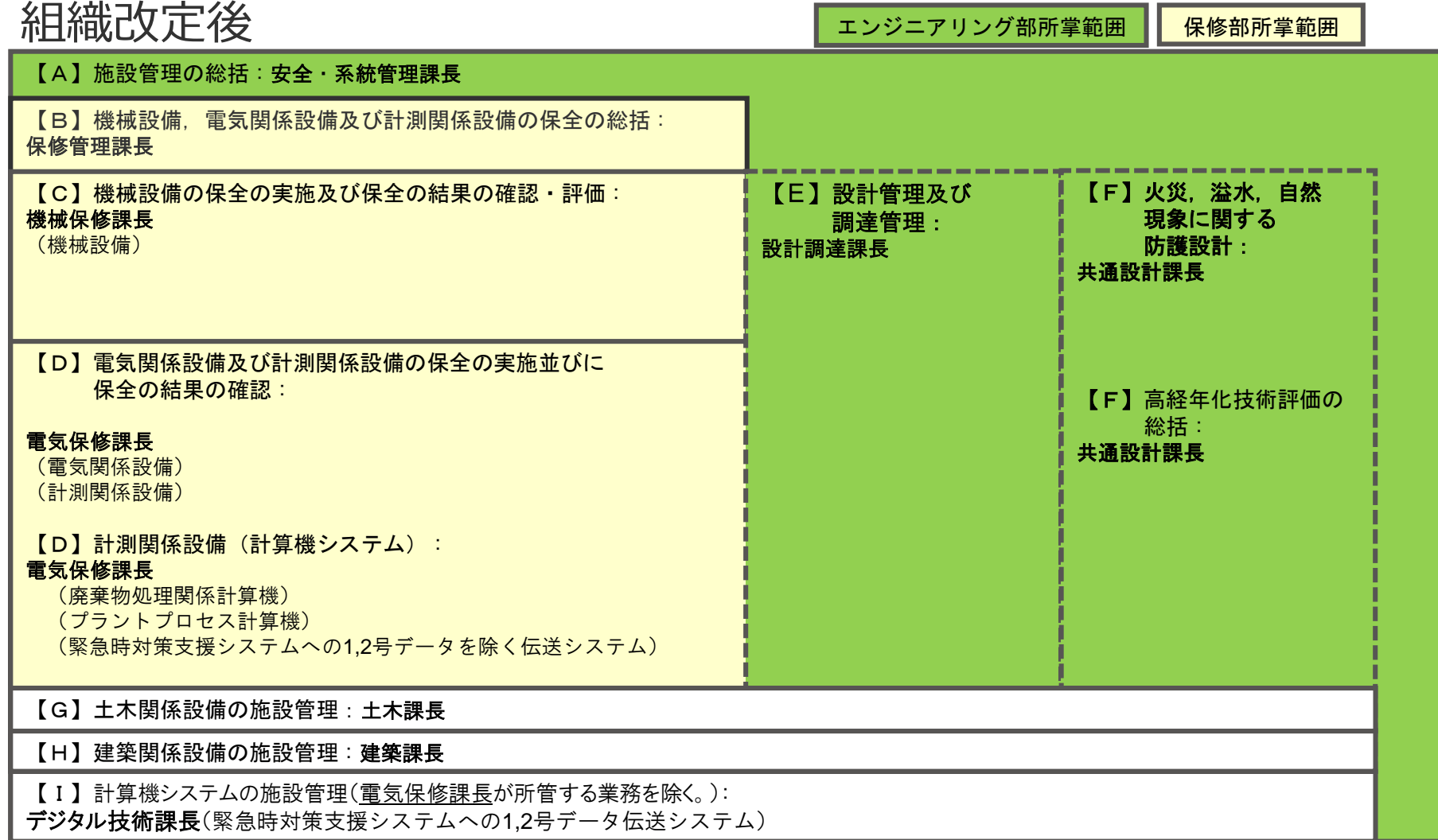
(補足2) エンジニアリング業務と保守業務の業務分掌イメージ 組織改定前

保守部所掌範囲

【A】施設管理の総括：保守管理課長		
【B】機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括：設備保全課長		
【C】機械設備の保全の実施及び保全の結果の確認・評価： 原子炉課長（原子炉関係機械設備） タービン課長（タービン関係機械設備） 設備保全課長 （液体廃棄物処理設備、固体廃棄物減容処理設備に係る機械設備） 改良工事G長（新規制基準適合性に係る機械設備）	【E】設計管理及び 調達管理： 保守管理課長 設備保全課長 原子炉課長 タービン課長 電気課長 計測課長 改良工事G長	【F】火災、溢水、自然 現象に関する 防護設計： 保守管理課長 設備保全課長 原子炉課長 タービン課長 電気課長 計測課長 改良工事G長 【F】高経年化技術評価の 総括： 設備保全課長
【D】電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施並びに 保全の結果の確認： 電気課長（電気関係設備） 計測課長（計測関係設備） 設備保全課長（液体廃棄物処理設備、固体廃棄物減容処理設備に 係る電気関係、計測関係設備） 改良工事G長（新規制基準適合性に係る電気関係、計測関係設備）		
【D】計測関係設備（計算機システム）： 設備保全課長（廃棄物処理関係計算機） 計測課長（プラントプロセス計算機） （緊急時対策支援システムへの1,2号データを除く伝送システム）		
【G】土木関係設備の施設管理：土木課長		
【H】建築関係設備の施設管理：建築課長		
【I】計算機システムの施設管理（設備保全課長及び計測課長が所管する業務を除く。）： システム管理G長（緊急時対策支援システムへの1,2号データ伝送システム）		

2 組織改定の考え方

組織改定後

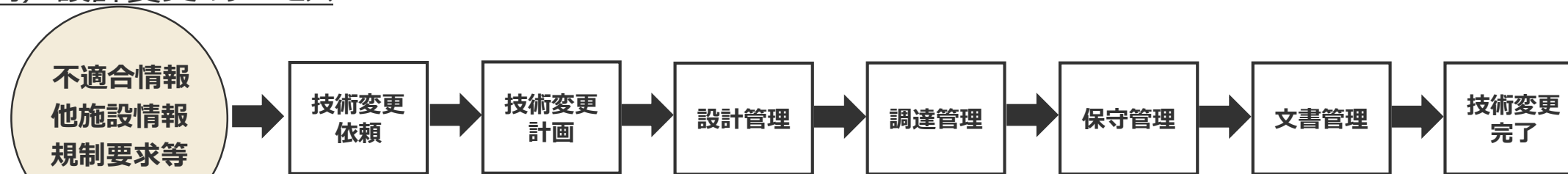


2 組織改定の考え方

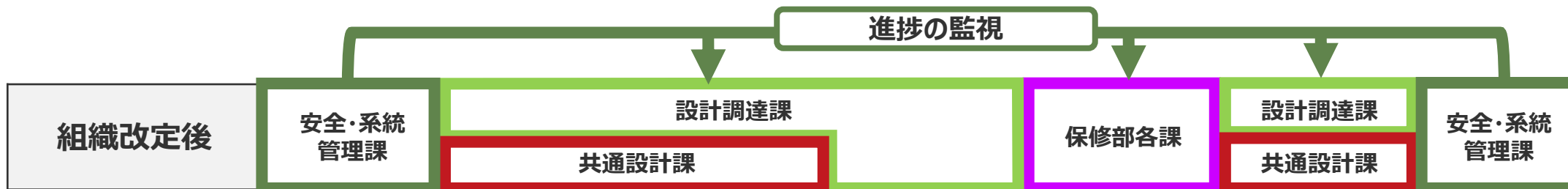
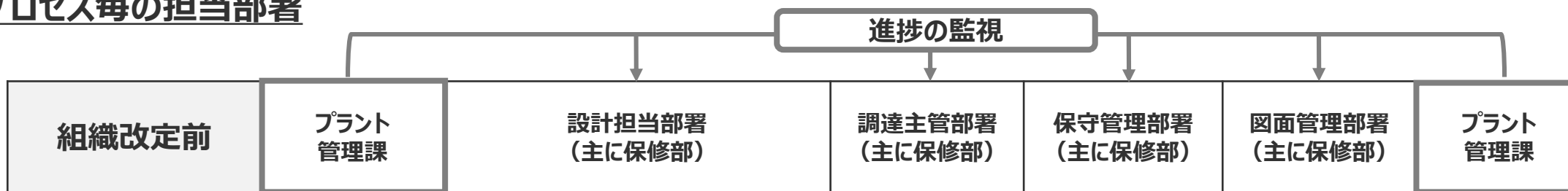
(補足3) エンジニアリング業務と保修業務の専門組織化によるメリット

■これまで保修部が広く担当していた構成管理のプロセスを、それぞれ専門性が高い部署が担当することになる

(例) 設計変更のプロセス



プロセス毎の担当部署

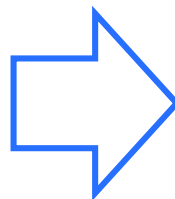


2 組織改定の考え方

(補足4) 想定される主なリスクと対応策

(リスク1) 設備管理に関する広範な経験の喪失

- エンジニアリング部
現場設備の状態把握に関する知識の習得が難しくなるリスク
- 保守部
設備の設計に関する知識の獲得が難しくなるリスク



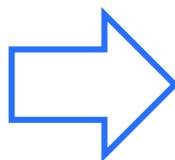
(対応策)

エンジニアリング部員は使用前事業者検査及び定期事業者検査の一部を実施する。この検査における適合性確認において、部品確認、試運転などの保全の実施中に現場確認を行うことにより、保守部員との連携及び現場の保守状況等の把握をする。

保守部員は保全の有効性評価を実施する。有効性評価において、設計に係る情報をインプットとする必要があり、部品の材質情報等の設計に係る情報を業務上で取り扱う。

(リスク2) 部署間の業務調整や連絡の増加による業務の遅れ

- 各部署共通
それぞれの部署間の業務調整や連絡が増加し、業務が遅れるリスク

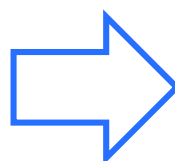


(対応策)

設計・調達や保守業務の計画及び実績を一元的に管理する業務支援データベースにより安全・システム管理課が進捗監視を行う。

(リスク3) 保守部各課が所掌する設備の増加による品質管理の低下

- 保守部
所掌する設備の種類が増加することで保守部員が担当する設備の対象が増加し品質管理が低下するリスク



(対応策)

保守部員が担当する設備の対象が適切な範囲になるよう、課を構成するグループを設置する等の体制を構築する。

2 組織改定の考え方

(2) 専門組織化

(2-2) 親和性のある業務を集約

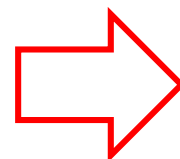
① 3～5号炉の運転管理業務及び廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転管理業務

<課題>

○運転に関する業務が分散

廃止措置部廃棄物管理課：廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転管理業務を所掌

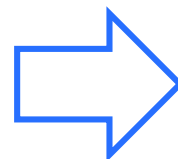
発電部：3～5号機の運転管理業務を所掌



廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転管理業務に携わる者が限定的となっており、持続的な技術継承に課題がある。

<対応方針とその期待する効果>

廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転管理業務を発電部へ移管



運転号炉（3～5号炉）の運転管理業務と統合することで、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転管理業務に携わる者を増やし、持続的な技術継承・維持を可能とする体系の中で、安定的な人材育成に繋げる。

2 組織改定の考え方

(2) 専門組織化

(2-2) 親和性のある業務を集約

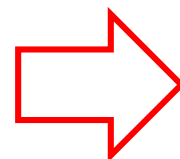
② 運転管理業務及び化学管理業務（水質管理業務）

<課題>

○ 運転管理業務と水質管理業務が分散

発電部：3～5号機の運転管理業務を所掌

プラント運営部 プラント管理課：水質管理業務を所掌



水質管理業務は運転計画やプラント補機の運転状態等、運転管理と密接に関係するため、業務調整や連携が恒常的に発生している。

<対応方針とその期待する効果>

水質管理業務を発電部（運転管理課）へ移管



水質分析の対象となる系統の運転状態や運転計画変更を迅速に把握でき、サンプリング時の確認・調整が効率的に実施できる。

分析結果が通常と異なる場合、運転当直との連携が容易になり、迅速に原因分析等を行うことができる。

2 組織改定の考え方

(2) 専門組織化

(2-2) 親和性のある業務を集約

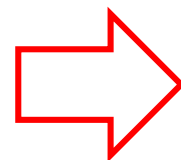
③ 固体廃棄物管理業務及び液体・気体廃棄物管理業務

<課題>

○ 廃棄物管理に関する業務が分散

プラント運営部 プラント管理課：放射性液体・気体
廃棄物管理業務を所掌

廃止措置部 廃棄物管理課：放射性固体廃棄物管
理業務を所掌

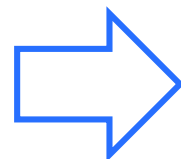


廃棄物管理に必要な化学管理に係る業務，力量を有する者が分散しており，類似管理業務の重複，共通事項の部署間調整が発生している。

<対応方針とその期待する効果>

廃棄物管理業務を集約する。

運転炉，廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転管理を発電部で行うことから，発電部の傘下に配置する。



廃棄物管理に必要な化学系の力量を有する要員を集約することで相乗効果によりさらなる力量向上を果たしやすい組織とする。

2 組織改定の考え方

(2) 専門組織化

(2-2) 親和性のある業務を集約

④ 組織横断的な保安活動を展開する業務

<課題>

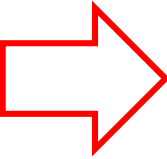
○ 組織横断的な業務が分散

防災課，核物質防護課：危機管理部に所属

システム管理グループ，放射線管理課：プラント運営部に所属

定検保安課：定期点検中の作業における発電の運営等を所掌

運転管理課：定期点検以外の期間の作業における発電の運営等を所掌




組織横断的な保安活動を展開する業務を所掌する課・グループが複数の部に所属
定期点検期間中の作業における発電の運営等を定検保安課，定期点検以外の期間の作業における発電の運営等を運転管理課で所掌しているが，類似した業務が分散

<対応方針とその期待する効果>

防災課，核物質防護課，放射線管理課，システム管理グループを運営基盤部に集約

作業における発電の運営等を施設保安課に集約



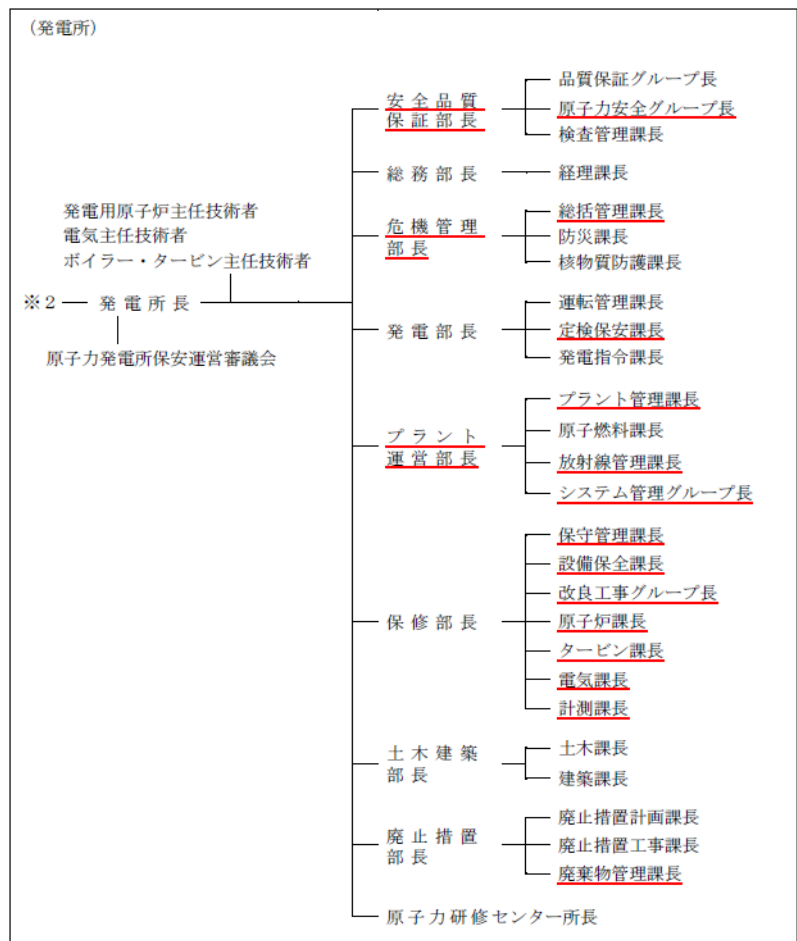
運営基盤部に集約することで，ノウハウの蓄積及び組織横断的な業務の効率化を図る。

作業における発電の運営等を施設保安課に集約することで，業務の効率化を図る。

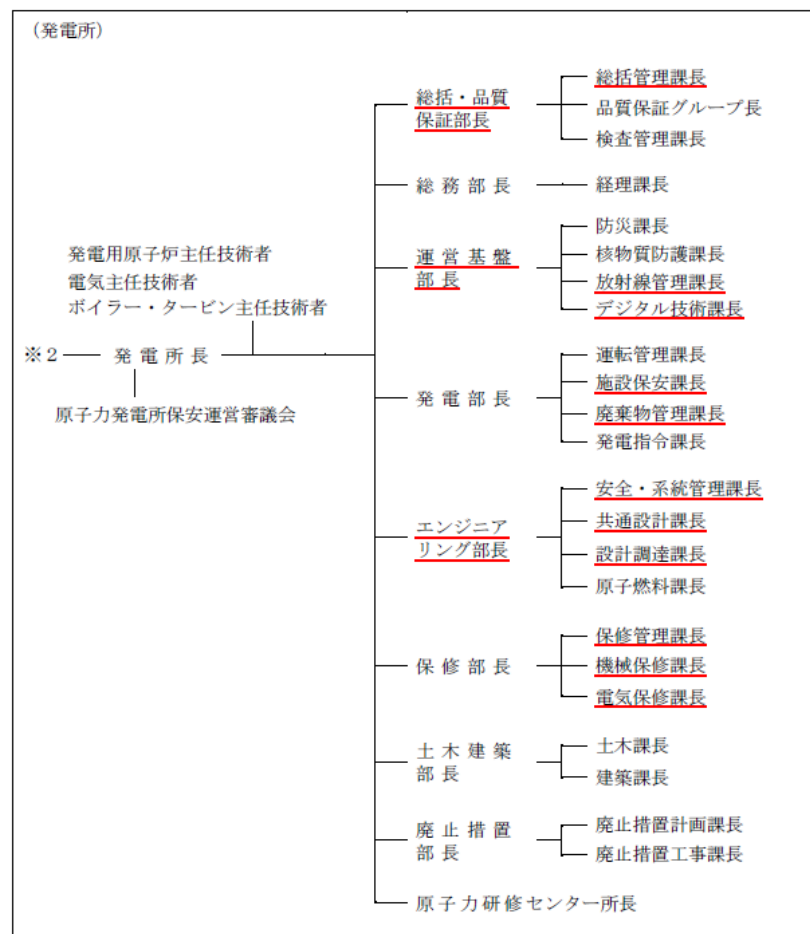
3 保安規定の変更内容

■ 組織改定の考え方に則り，保安規定第 1 編第 4 条及び第 2 編第 4 条を変更する。

(変更前)



(変更後)



例示は
保安規定第 1 編第 4 条抜粋

3 保安規定の変更内容

- 組織改定の考え方に則り、保安規定第 1 編第 5 条及び第 2 編第 5 条を変更する。

変更前	変更後
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) <u>安全品質保証部長</u>は、品質保証グループ長、<u>原子力安全グループ長</u>及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(9) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 経理課長は、調達に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) <u>総括・品質保証部長</u>は、<u>総括管理課長</u>、品質保証グループ長及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 経理課長は、調達に関する業務を行う。</p>

例示は保安規定第 1 編第 5 条抜粋

3 保安規定の変更内容

変更前	変更後
<p>(8) 危機管理部長は、<u>総括管理課長</u>、<u>防災課長</u>及び<u>核物質防護課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(10) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 核物質防護課長は、周辺監視区域及び保全区域の管理並びに管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(19) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) <u>システム管理グループ長</u>は、原子炉施設の計算機システムの施設管理（<u>設備保全課長</u>及び<u>計測課長</u>が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	<p>(8) <u>運営基盤部長</u>は、<u>防災課長</u>、<u>核物質防護課長</u>、<u>放射線管理課長</u>及び<u>デジタル技術課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(9) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 核物質防護課長は、周辺監視区域及び保全区域の管理並びに管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) <u>デジタル技術課長</u>は、原子炉施設の計算機システムの施設管理（<u>電気保修課長</u>が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p>
<p>(12) 発電部長は、運転管理課長、<u>定検保安課長</u>及び<u>発電指令課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(13) 運転管理課長は、原子炉施設の運転の総括（<u>定検保安課長</u>及び<u>廃棄物管理課長</u>が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) <u>定検保安課長</u>は、原子炉施設の<u>定検作業</u>における発電の運営及び工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理及び<u>原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転</u>に関する業務を行う。</p> <p>(15) 発電指令課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（<u>廃棄物管理課長</u>が所管する業務を除く。）を行う。</p>	<p>(13) 発電部長は、運転管理課長、<u>施設保安課長</u>、<u>廃棄物管理課長</u>及び<u>発電指令課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(14) 運転管理課長は、原子炉施設の運転の総括（<u>施設保安課長</u>が所管する業務を除く。）及び<u>化学管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(15) <u>施設保安課長</u>は、原子炉施設の<u>保全作業</u>における発電の運営及び工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理、<u>放射性液体廃棄物の管理</u>及び<u>放射性気体廃棄物の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(17) 発電指令課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p>

例示は保安規定第1編第5条抜粋

3 保安規定の変更内容

変更前	変更後
<p>(16) <u>プラント運営部長は、プラント管理課長、原子燃料課長、放射線管理課長及びシステム管理グループ長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(17) <u>プラント管理課長は、プラント技術の総括、化学管理、放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(4) <u>原子力安全グループ長は、原子力安全の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(22) <u>保守管理課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務（設備保全課長が所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(18) <u>原子燃料課長は、燃料管理及び炉心管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>(18) <u>エンジニアリング部長は、安全・系統管理課長、共通設計課長、設計調達課長及び原子燃料課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(19) <u>安全・系統管理課長は、原子力安全管理の総括、プラント技術の総括及び原子炉施設の施設管理の総括（保守管理課長が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p> <p>(20) <u>共通設計課長は、原子炉施設の施設管理のうち、火災、溢水、自然現象に関する防護設計及び高経年化技術評価の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(21) <u>設計調達課長は、原子炉施設の施設管理のうち、設計管理及び調達管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(22) <u>原子燃料課長は、燃料管理及び炉心管理に関する業務を行う。</u></p>

例示は保安規定第 1 編第 5 条抜粋

3 保安規定の変更内容

変更前	変更後
<p>(21) 保修部長は、<u>保守管理課長，設備保全課長，改良工事グループ長，原子炉課長，タービン課長，電気課長及び計測課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(23) <u>設備保全課長は，原子炉施設の施設管理に関する業務（原子炉課長，タービン課長，電気課長，計測課長，土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）及び保全の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(24) <u>改良工事グループ長は，大型改良工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(25) <u>原子炉課長は，原子炉施設のうち，原子炉関係機械設備の施設管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(26) <u>タービン課長は，原子炉施設のうち，タービン関係機械設備の施設管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(27) <u>電気課長は，原子炉施設のうち，電気関係設備の施設管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(28) <u>計測課長は，原子炉施設のうち，計測関係設備の施設管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>(23) 保修部長は、<u>保修管理課長，機械保修課長及び電気保修課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(24) <u>保修管理課長は，原子炉施設の施設管理のうち，機械設備，電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(25) <u>機械保修課長は，原子炉施設の施設管理のうち，機械設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）及び保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(26) <u>電気保修課長は，原子炉施設の施設管理のうち，電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</u></p>

例示は保安規定第 1 編第 5 条抜粋

3 保安規定の変更内容

変更前	変更後
<p>(29) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(30) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(32) 廃止措置部長は、廃止措置計画課長、<u>廃止措置工事課長及び廃棄物管理課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(34) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>(27) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(28) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 廃止措置部長は、廃止措置計画課長<u>及び</u>廃止措置工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(31) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p>

例示は保安規定第 1 編第 5 条抜粋

3 保安規定の変更内容

■ 業務移管に伴い、保安規定各条の行為者を変更する。

○ 廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴う変更（1/2）

対象条文		変更内容
【第1編】 第12条の2（運転管理業務）、第13条（巡視点検）、 第14条（手順書の作成）、第17条（地震又は火災等発生時の対応）、 第75条（異常発生時の基本的な対応）、第98条（床、壁等の除染）		・廃棄物管理課長を削除し、発電指令課長に統合
【第1編】 第14条（手順書の作成）		・廃棄物管理課長を削除し、運転管理課長に統合
【第1編】 第17条（地震又は火災等発生時の対応）、75条（異常発生時の基本的な対応）、 第120条（報告）		・廃止措置部長を削除し、発電部長に統合
【第1編】 第86条（放射性固体廃棄物の管理）、 第88条（放射性気体廃棄物の管理）	【第2編】 第40条（放射性固体廃棄物の管理）、 第43条（放射性気体廃棄物の管理）	【共通】 ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転業務について 廃棄物管理課長から発電指令課長へ変更 【第2編】 ・第43条において、運転管理課長から発電指令課長への周知事項の 追加

3 保安規定の変更内容

○廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴う変更（2/2）

対象条文		変更内容
【第1編】 第117条（所員への保安教育）	【第2編】 第73条（所員への保安教育）	【共通】 ・廃棄物管理課副長，廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者を削除 【第2編】 ・発電指令課長，副長，運転員A，Bを追加
【第1編】 第118条（請負会社従業員への保安教育）	【第2編】 第74条（請負会社従業員への保安教育）	【共通】 「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者」に関する記載を削除 【第1編】 ・廃棄物管理課長を削除し，運転管理課長に統合 【第2編】 ・廃棄物管理課長を，運転管理課長に変更

3 保安規定の変更内容

○化学管理に関する業務の移管に伴う変更

対象条文	変更内容
【第1編】 第18条（水質管理）	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材の水質確認は「プラント管理課長」から「運転管理課長」へ変更 運転管理課長自身が確認するため、結果を運転管理課長に通知する規定を削除
【第1編】 第24条（ほう酸水注入系）	<ul style="list-style-type: none"> ほう酸水濃度の確認は「プラント管理課長」から「運転管理課長」へ変更 運転管理課長自身が確認するため、結果を運転管理課長に通知する規定を削除
【第1編】 第33条（原子炉冷却材中のよう素131濃度）	<ul style="list-style-type: none"> よう素131濃度の確認は「プラント管理課長」から「運転管理課長」へ変更 運転管理課長自身が確認するため、結果を運転管理課長に通知する規定を削除

3 保安規定の変更内容

○安全・系統管理課長がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴う変更（1/2）

対象条文	変更内容
【第1編】 第22条（制御棒のスクラム機能）	・スクラム時間の確認は「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第24条（ほう酸水注入系）, 第47条（可燃性ガス濃度制御系）	・系統の機能確認は「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第27条（計測及び制御設備（3号炉及び4号炉））, 第27条の2（計測及び制御設備（5号炉））	・論理回路機能の確認は「プラント管理課長」、「計測課長」又は「電気課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第30条（主蒸気逃がし安全弁）	・主蒸気逃がし安全弁の機能確認は「原子炉課長」から「安全・系統管理課長」へ変更

3 保安規定の変更内容

○安全・系統管理課長がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴う変更（2/2）

対象条文	変更内容
【第1編】 第39条（非常用炉心冷却系その1（3号炉及び4号炉））、 第39条の2（非常用炉心冷却系その1（5号炉））、 第41条（原子炉隔離冷却系（3号炉及び4号炉））、 第42条（主蒸気隔離弁）、 第43条（原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁）、 第50条（原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁）、 第51条（非常用ガス処理系）、 第52条（原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系）、 第53条（高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系（3号炉及び4号炉））、 第56条（中央制御室非常用循環系）、 第59条（非常用ディーゼル発電機その1）	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬信号による動作確認は「プラント管理課長」又は「電気課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第44条（サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁）	<ul style="list-style-type: none"> ・真空破壊弁の開閉確認は「原子炉課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第62条（直流電源その1）	<ul style="list-style-type: none"> ・直流電源の機能確認は「電気課長」から「安全・系統管理課長」へ変更

3 保安規定の変更内容

○放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴う変更

対象条文		変更内容
【第1編】 第87条（放射性液体廃棄物の管理）, 第88条（放射性気体廃棄物の管理）	【第2編】 第42条（放射性液体廃棄物の管理）, 第43条（放射性気体廃棄物の管理）	・「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」へ変更
【第1編】 第89条（放出管理用計測器の管理）	【第2編】 第44条（放出管理用計測器の管理）	・放出管理用計測器のうちホットラボの設備管理は「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」へ変更
【第1編】 第100条（放射線計測器類の管理）	【第2編】 第55条（放射線計測器類の管理）	・放射線計測器類のうちホットラボの設備管理は「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」へ変更

○放射線管理のうち、モニタリングポスト等の設備管理の移管に伴う変更

対象条文		変更内容
【第1編】 第100条（放射線計測器類の管理）	【第2編】 第55条（放射線計測器類の管理）	・モニタリングポスト等一部設備の設備管理は「放射線管理課長」から「電気保守課長」へ変更

3 保安規定の変更内容

○共通設計課長が高経年化技術評価の総括に関する業務を所管することに伴う変更

対象条文	変更内容
【第1編】 第37条（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）	・「プラント管理課長」から「共通設計課長」へ変更

○保守管理課長が保全の総括に関する業務を所管することに伴う変更

対象条文	変更内容
【第1編】 第21条の2（制御棒の動作確認（5号炉））	・制御棒と制御棒駆動機構の結合確認は「原子炉課長」から「保守管理課長」へ変更
【第1編】 第27条（計測及び制御設備（3号炉及び4号炉））、 第27条の2（計測及び制御設備（5号炉））	・チャンネル校正は「計測課長」、「電気課長」又は「プラント管理課長」から「保守管理課長」へ変更
【第1編】 第32条（非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力監視）、 第42条（主蒸気隔離弁）、 第43条（原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁）	・漏えい等の確認は「原子炉課長」から「保守管理課長」へ変更
【第1編】 第49条（原子炉建屋原子炉室）	・原子炉建屋原子炉室の負圧確認は「原子炉課長」から「保守管理課長」へ変更
【第1編】 第51条（非常用ガス処理系）、 第56条（中央制御室非常用循環系）	・設備の総合除去効率の確認は「プラント管理課長」から「保守管理課長」へ変更

3 保安規定の変更内容

- 電気保修課長が電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を所管することに伴う変更

対象条文	変更内容
【第1編】 第27条（計測及び制御設備（3号炉及び4号炉））、 第27条の2（計測及び制御設備（5号炉））	<ul style="list-style-type: none"> ・設備所管部署として実施するモニタの校正は「計測課長」から「電気保修課長」へ変更
【第1編】 第31条（原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率）	<ul style="list-style-type: none"> ・装置の点検は「計測課長」から「電気保修課長」へ変更
【第1編】 第89条（放出管理用計測器の管理）	<ul style="list-style-type: none"> ・放出管理用計測器(ホットラボの設備を除く)の設備管理は「プラント管理課長」から「電気保修課長」へ変更

3 保安規定の変更内容

■ 組織名称変更に伴う変更

○ 組織名称変更に伴う第4条及び第5条以外の各条における行為者の名称変更

対象条文	変更内容
【第1編】 第85条（使用済燃料の運搬）	・「プラント運営部長」から「エンジニアリング部長」へ変更
【第1編】 第118条（請負会社従業員への保安教育）	・「定検保安課長」から「施設保安課長」へ変更

3 保安規定の変更内容

■ その他の変更

- 第1編第18条，第24条及び第33条において，「プラント管理課長」を「運転管理課長」に変更することに伴い，運転管理課長から発電指令課長への周知事項を追加する。

対象条文	変更内容
【第1編】 第15条（引継及び通知）	第2項を以下のように修正する 2 運転管理課長は，本規定に定める通知※1を受けた場合は当該通知の内容並びに第18条第1項及び本章第3節各条の第2項の確認を行った場合はその結果を発電指令課長に周知する。 <u>※1：本章第3節各条の第2項に定める発電指令課長から受けた通知を除く。</u>

○記載の適正化

対象条文	変更内容		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="129 906 529 1049">【第1編】 第5条（保安に関する職務）</td> <td data-bbox="529 906 937 1049">【第2編】 第5条（保安に関する職務）</td> </tr> </table>	【第1編】 第5条（保安に関する職務）	【第2編】 第5条（保安に関する職務）	・「所掌業務」を「業務分掌」に修正
【第1編】 第5条（保安に関する職務）	【第2編】 第5条（保安に関する職務）		
【第1編】 第100条（放射線計測器類の管理）	・1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保するエリア放射線モニタの設置個所及び台数を明確化		



中部電力